

○私有車会務上使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）の事務局職員（以下「職員」という。）の私有車を会務に使用する場合の取り扱いを定めたものである。

(私有車の定義)

第2条 この規程において私有車とは、職員もしくはその家族名義で所有しているまたは一定期間借用している自動車（乗用車）で、通勤に用いている自動車をいう。

(私有車使用の許可申請)

第3条 私有車を会務に使用する職員は所定の用紙にて会長宛に許可申請をしなければならない。

2 会長は許可申請を審査し許可を決定する。

(自動車保険の加入)

第4条 会務に使用する私有車は自動車損害賠償責任保険のほか次に掲げる自動車保険に加入していなければならない。

- (1) 対人賠償保険 無制限
- (2) 対物賠償保険 無制限

(遵守事項)

第5条 私有車を会務に使用することを許可された職員は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 交通法令および運転マナーをよく守って、安全運転をおこなうこと
- (2) 勤務時間中は、会務に関係のない用務に使用し、または会務に関係のない者を同乗させないこと
- (3) 交通事故が発生したときは、被害者の救護、警察への通報等、法令で定められている措置を講ずるとともに、本会に報告をして指示を受けること

(本会の費用負担)

第6条 私有車を会務に使用する職員に対し、本会は次の費用を支払う

- (1) 自動車の借り上げ料 5,000円（月額）
- (2) 自動車任意保険料 年間保険料の半額、但し20,000円を上限とする
- (3) 高速料金・有料道路通行料 実費
- (4) その他、特に必要と認める費用

2 パート職員については、前項によらず雇入通知書にて明示する。

(費用の締切日および支払日)

第7条 本会が負担する費用は、請求のあった月の賃金支払日に支払う。

(反則金および罰金)

第8条 私有車を会務に使用中に発生した交通違反または交通事故に対する反則金、罰金等の課徴金はすべて本人の負担とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成24年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月23日から施行する。
(平成24年6月23日 理事会一部改正承認)